

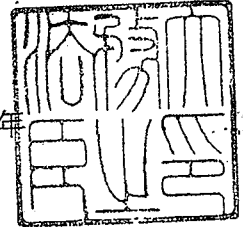


法務省刑制第60号  
平成29年4月14日

## 行政文書開示決定通知書

NPO法人情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 様

法務大臣 金 田 勝 年



平成29年2月8日受付第708号及び第712号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

### 1 開示する行政文書の名称

- (1) 協議（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律）（平成25年度作成分）
- (2) 協議（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案）（平成28年度作成分）

### 2 不開示とした部分とその理由

- (1) 直通番号、ファクシミリ番号、内線番号及びメールアドレスのうち、不開示とした部分は、国の行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法第5条第6号に該当することから、不開示とした。
- (2) 「各省庁回答状況」、「省内各課・各局回答状況」及び「各府省等 引用法令回答結果」と題する文書のうち、不開示とした部分は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法第5条第5号及び第6号に該当することから、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、こ